

石狩市地域情報化計画 実施結果報告書

(平成 16 年度～平成 25 年度)

平成 26 年 11 月

北海道石狩市

1. 本報告書の位置づけ

石狩市では、ITを利活用し、市民にとって利便性の高い手法を構築し、より良い行政サービスを目指すため、平成16年7月に「石狩市地域情報化計画」を策定しました。

本計画は、平成26年3月までを実施計画期間として定め、目的の達成のために「地域公共ネットワークの整備」「相互接続ネットワークの整備」「電子市役所の推進」「学校教育・文化等の情報化推進」「保健・医療・福祉の情報化推進」「地域産業の育成と活性化推進」「地理情報の統合利活用推進」の7つの施策を掲げています。

この間、本市では、各施策について、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、このたび、実施計画期間の終了を迎えました。

本報告書は、これまでの取り組みや各施策の達成状況を「石狩市地域情報化計画実施結果報告書」としてまとめたものです。

平成26年11月

石狩市最高情報統括責任者

2. 各施策の内容と実施結果

(1) 地域公共ネットワークの整備

(1) - 1 「石狩市地域公共ネットワーク」の整備

<施策内容>

地域情報化において要請される「ITを活用した住民サービスの高度化」を実現するためには、第一にサービスを住民に提供するITインフラが必要となります。

地域公共ネットワークは、IT基盤施設であるセンター施設・サービス拠点施設を超高速なブロードバンド回線で接続した地域ITサービスの提供基盤となるものであり、本市において地域情報化を進めるにあたり、「石狩市地域公共ネットワーク」とその拠点となる施設の整備が急務となります。

「石狩市地域公共ネットワーク」は、高度なITサービスを提供するための地域の動脈として整備する本市独自のネットワークインフラであり、そこに求められることは、ITを活用した高度なサービス機能が求めるネットワーク要件を中長期にわたって満たし、市の地域情報化に最適なIT基盤となるものであり、またその重要さゆえに早急な整備が必要となります。

「石狩市地域公共ネットワーク」は、サービスを提供するため、学校や図書館、公民館、市役所、出張所などを超高速自営回線で接続して、教育・福祉・医療・防災等の住民サービスを展開するとともに、将来的には企業との協働によるサービスの展開も検討していくものとしします。

主な施策展開および検討項目
「石狩市地域公共ネットワーク」の整備
「石狩市地域公共ネットワーク」活用による企業との協働

<実施結果判定>

○：「手段を変更して実施」

<実施結果>

平成21年度から平成22年度にかけて市とNTT東日本において、公設民営方式による情報通信の条件不利地域の基盤整備を実施しました。

このことにより、市内全域の居住地にてフレッツ光ネクストなどの回線利用が可能となり、計画で予定していた光ファイバーによる情報通信基盤の整備とは実施形態が異なるものの、環境整備は完了となりました。

(1) - 2 センター施設の整備

<施策内容>

センター施設は、ITインフラやITサービスの管理や運用を行う機能を持つ地域公共ネットワークの中核施設であり、ITを通じた地域のコミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動などの活動拠点施設です。

「石狩市地域公共ネットワーク」のセンター施設には、市民向けサービス提供システムなどのサーバ群を管理するサーバ室を設置し、サービス提供とシステムの集中管理に適した環境づくりを行います。また、サーバ室についてはネットワークにおける外部と内部の出入り口であるため、最も情報セキュリティレベルの高い環境を整備します。

更に、地域情報化により映像や音声の大容量データが通信回線上へ流れるようになるため、そのデータ通信量の増加に対応するために、市内LANやWebシステムの機能向上やインターネット接続回線の速度向上を行います。

高度に情報化された情報発信を支える設備としては、インターネット放送の収録・配信をするための設備を整備します。また、市内の一部の地域において、地域に密着したコミュニティ情報・行政情報・災害情報・保健医療福祉情報等を提供するために、コミュニティ放送の施設整備を検討し、その運用方法についてもNPOなどとの連携を含めて検討します。

また、地域の様々な活動拠点機能として、市民が情報通信機器を使うことができるIT活動拠点スペースを常設します。

主な施策展開および検討項目
センター施設の整備
サービスとシステムの集中管理環境の構築
サーバ室の設置
市内LANやWebシステムの機能向上
インターネット接続回線の速度向上
インターネット放送の収録・配信設備の整備
コミュニティ放送局の施設整備と運用の支援検討
IT活動拠点スペースの常設

<実施結果判定>

○：「手段を変更して実施」

<実施結果>

平成21年度から平成22年度にかけて市とNTT東日本において、公設民営方式による条件不利地域の情報通信基盤整備を実施しました。

このことにより、市内全域においてブロードバンド回線が利用可能となったため、センター施設の整備は不要と判断しました。

(1) - 3 拠点施設の整備

<施策内容>

「石狩市地域公共ネットワーク」の整備目的のひとつには、地域ITサービスの市民への効果的な提供にあり、拠点施設は市民へサービスを提供する場としてネットワーク接続と設備整備を行います。対象施設としては、行政サービス施設、教育・学習サービス施設、福祉・防災サービス施設、地域活動振興サービス施設に大きく分類し、地域情報化視点からの接続選定を行います。

各拠点の主な整備項目としては、構内LANの整備、市民向けサービス提供端末の設置、それに適する環境の整備を行います。

特に小中学校のOA教室については、学校教育における利用のみならず、高度なITツールを活用する場として市民に開放することも視野に入れて、ITシステム設備の充実を図ります。

また、本市一体となったネットワークを利用した企業支援・生涯学習などの環境整備を行うために、IT企業や第3セクター、大学などの民間施設とも接続し、様々な地域ITサービスを提供できる環境を整備していきます。

主な施策展開および検討項目
拠点施設の選定
拠点施設の整備
拠点施設の展開の検討（市民開放・民間接続）

<実施結果判定>

○：「手段を変更して実施」

<実施結果>

平成21年度から平成22年度にかけて市とNTT東日本において、公設民営方式による条件不利地域の情報通信基盤整備を実施しました。

このことにより、必要に応じてブロードバンド回線が利用可能となったため、拠点施設の整備を行わなくても様々なICTサービス（計画当時はITサービス）を提供できる環境整備は完了となりました。

(2) 相互接続ネットワークの整備

(2) - 1 広域連携の推進

<施策内容>

地域情報化を進める上では、本市独自の取り組みによりその課題を解決する手法にあわせて、地域間において共通する情報化課題を複数の自治体が力と知恵を合わせて解決する「広域連携」施策を取りこむことが重要です。

サービスを楽しむ住民の視点から考えても、広域連携によりそのサービス地域が広がるとともに、地域にいながらにして多くの人と交流・意見交換ができ、地域情報化の意義をより強めるものとして捉えることができます。

このような情報化の「広域連携」を実現するためには、地域情報化について共通の理念や目的を持つ自治体と密に連携を取ることや、整備された基盤ネットワークを相互接続する必要があります。

「広域連携」による情報交流やIT企画交流等の連携は、複数自治体間で共通する問題を顕わにし、その解決のために収集・整理された情報や成功事例・失敗事例のノウハウ、更にそれらを土台にした新たな発想を共有することで、統一された効果的な手法をとることを可能にします。

また、IT施策の補完は、近隣自治体へITサービスの運用と管理をアウトソーシングすることで、効果的に幅広いサービスメニューを実現することができます。

こうした広域連携の実現を図るため本市としては、広域連携の枠組みへの参加や、近隣自治体や同じ情報化理念を持つ自治体へのアプローチを積極的に行っていきます。

「広域連携」を、ITサービスを提供するシステム連携と捉えると、連携自治体間を物理的に繋ぐ相互接続ネットワークが不可欠となります。

こうした「広域連携」においては、複数の自治体間で情報システムを共同で開発する、既に優れたサービスを提供しているシステムを共有するなど、よりよいシステム企画を考案することや、システムの構築や維持運用にかかる情報化投資を低減することが期待できます。

本市としては、「広域連携」をシステム構築やASP (Application Service Provider) サービス利用の効果的な手法と捉え、他自治体とのネットワークの相互接続を検討していきます。

主な施策展開および検討項目	
地域間の情報交流やIT企画交流	
地域公共ネットワークの相互接続とITシステム共有	
	アプリケーションの共同開発
	システムの共同利用

<実施結果判定>

◎ : 「実施」

<実施結果>

地域間の情報交流や I T 企画交流については、北海道電子自治体運営協議会に参画し自治体間における情報連携が図られた他、H A R P 基盤を利用した電子申請システム、電子入札システム、エルタックス申請システム等の利用の促進や、総合行政ネットワーク^(※1)を活用したメールシステムの構築を行いました。

今後は社会保障・税番号制度の方向性にもよりますが、更なる総合行政ネットワークの多目的利活用推進が想定されるため、回線帯域の増強等についても検討していきます。

※1 : 総合行政ネットワーク (略称 : L G W A N (Local Government Wide Area Network))

地方公共団体の組織内ネットワーク (庁内 L A N) を相互に接続し、地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

(3) 電子市役所の推進

(3) - 1 電子申請の推進

<施策内容>

本市においては、政府の「電子政府」「電子自治体」構想の実現とITを活用した市民向け行政サービスの高度化を図るために、既存の市民向け窓口サービスに加え、ホームページを電子窓口とした「電子市役所」機能の実現を図り、より身近で便利な市政を目指します。

政府が中心になって進める行政の電子化の中でも、行政への各種申請や届出を電子的に行う「電子申請」は、市民が自宅やオフィスからインターネットを利用して行政手続きを行うことを可能にし、電子市役所の実現への大きな一歩となります。

市民や企業は、受付窓口に向く負担が低減されるとともに、行政サービスが非常に身近で便利なものへと変わります。北海道深川市を含め8自治体が参加した電子自治体推進パイロット事業の平成13年度実証実験をみると、市民・企業等民間側の行政サービスを受けるためにかかる費用負担が8自治体合計で1年につき約45億円削減されたと報告されています。また、個人の利用において57%が「自宅」以外からであり、場所にとらわれないサービスの利用が進むことを示唆しています。

さらに、行政側にとっても受付事務の効率化や迅速な処理が可能になり、市民・行政双方にとって大きなメリットのあるものと考えられます。

「電子政府・電子自治体推進プログラム」(平成13年10月、総務省)や「電子自治体推進パイロット事業平成13年度実証実験報告書」(平成14年5月、総務省)から、政府の地方公共団体への電子申請実現支援策や自治体が導入する汎用受付システムが実質統合的に運用・稼働をみるのは平成15年度後半以降と見ると、インターネット経由ですべての手続きを完結させる「真の電子申請」を実現するには、国家規模での基盤整備や条件整備、自治体内部のBPR(Business Process Reengineering)やシステム連携等の進捗に合わせていくつかの実現ステップを要することになると考えられます。

本市電子自治体における電子申請においては、上記課題が制限する範囲内でできることから進めることにします。差し当たり、既に一部の福祉サービス申請書・届出書で適用されているホームページからの申請書ダウンロードサービスを継続的に適用拡大していくのを皮切りに、申請をシステム化しやすい業務から順次オンライン化を検討していきます。

主な施策展開および検討項目
申請書ダウンロードサービスの適用拡大
汎用受付システムの導入や共同利用と電子申請受付サービスの検討
住民基本台帳ICカードの利用拡大検討

<実施結果判定>

○：「概ね実施」

<実施結果>

HARP基盤を利用した共同利用型の電子申請システムを導入しました。

住民基本台帳ICカードの利用拡大検討については、コンビニ交付サービスの利用等を含めて検討してきましたが、サービスを提供しているコンビニエンスストアの本市全域における出店状況を踏まえて判断した結果、本計画期間中には実施しないこととしました。

今後は、マイナンバーカードの交付、及び、サービスを提供するコンビニエンスストアの市内への拡大状況を見てコンビニ交付の検討を継続する他、その他の市民サービスの向上について検討を行います。

(3) - 2 電子入札の推進

<施策内容>

平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札適正化法）」や、昨今多発する不正入札による事業者への入札参加資格の停止といった事例を背景として、各省庁や地方公共団体において入札適正化への取り組みが活発化しており、本市においても公共工事入札の透明化および公正化の仕組み作り、入札制度の抜本的な改革が課題となっています。

本市における入札制度へのIT活用としては、第一にホームページによる入札情報の公開が挙げられます。これにより入札案件に関わる事業者は市役所に来る回数が少なくなり、人件費、交通費などの費用軽減を実現できたと思われます。第二としては、事業者登録のデータベース化を平成14年度事業として実施しており、事業者情報管理業務の効率化を実現しています。

しかしながら入札適正化については、入札の落札率高止まり傾向や談合を未然に防ぐ仕組みがないなど、依然として解消されない制度的問題点もあります。また入札業務についても、その公正化に伴い事務業務が膨れ上がるため、ITシステムにより業務を自動化・効率化し、人的資源を工事審査や契約業務にシフトする必要があります。

これらのことから、電子入札の導入検討を行います。ここでの電子入札とは、「入札を適正に執行することができる制度改革」を前提とした「入札適正化を支える統合業務システム」を指し、それらを導入するメリットは以下の3点にまとめることができます。

- 入札情報の透明性確保および入札の公正化を図ることが可能
- 業務改善による効率化、省力化が可能
- 登録業者の競争力強化および負担軽減が可能

これらを踏まえ、本市では今後電子入札導入を検討するにあたり、以下の点に重点を置き進めて行くこととします。

- 入札適正化対策のIT技術による支援
- 導入に伴い事業者に大きな習熟労力や経費負担がかからない
- セキュリティを高めることで、電子化により新たに起きる不正行為を防止

主な施策展開および検討項目
電子入札の導入や共同利用の検討

<実施結果判定>

◎ : 「実施」

<実施結果>

平成22年度に電子入札システムの導入が完了しました。

(3) - 3 市民参加及び情報公開の推進

<施策内容>

本市においては市民の市政参加を推進するため、「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」を平成14年(2002)4月に施行し、広報誌、ホームページ、あい・ボード(掲示板)などを利用して政策情報を事前に公表し、市民が質問や意見を積極的に発言できるような環境づくりを進めています。

本市では市民による市政参加を推進する上で、ITを活用することは時間や場所といった市民参加における制約の解消や市政についての情報不足・認識不足を解消することに繋がると考えており、平成13年(2001)5月に試行的に「石狩市電子会議室」(会議室2室;“条例試案”にももの申す、こう思う市民参加)を開設し、電子会議室を利用した市民の市政参加に関する調査を行いました。調査結果としては、市民からの書き込みがまったくない(“条例試案”にももの申す)、論点が散逸してしまい思ったほどの盛り上がりがない(こう思う市民参加)といった結果となり、分析すると以下のような課題を浮き彫りにすることができます。

- 市政に関する情報をあらゆる手法でタイムリーに市民に伝える必要がある
(市民の「わかりやすい」「取り付きやすい」「もっと知りたい」「詳しく知りたい」「知って良かった」全てを実現)
- 「市民が声を発する」フィールドや「新たな論議を提起する」仕掛けをつくる必要がある

本市電子自治体政策においては、上記課題を解決し市民参加型の市政を実現するために、ITを軸として、市政について「知りたい」を実現する施策と「言いたい」を実現する施策を展開します。

(a) 市政について「知りたい」を実現する施策

地域行政として、市民に対しての情報発信や情報開示をさらに推進します。

行政情報・市政情報の開示の推進については、行政文書や決裁を電子化することで電子開示に対する基盤を整備し、映像情報の発信なども行っていきます。

(b) 市政について「言いたい」を実現する施策

市民が市政や地域のことについてどう考えているか収集する手段として、現時点においてももっとも一般的に使われている電子メールを今後においても活用し、市政について発言できる「場」の提供を行います。また、今後への課題として、市民の代表(地域ITリーダー)が自ら管理・運用できる電子会議室の活用も模索していきます。

主な施策展開および検討項目	
市政について「知りたい」を実現する施策	文書管理システム導入による情報公開・情報開示の推進
	議会議事録の電子化やインターネット議会中継の実現
	街頭や拠点施設内の情報発信端末の設置
	地域メールマガジンの開設検討
市政について「言いたい」を実現する施策	電子メールを活用して市民の声を汲み上げる工夫
	電子会議室の効果的な運用方法の検討
	電子アンケートの利用検討
	地域ITリーダーによる意見の取りまとめ推進の工夫

<実施結果判定>

○：「概ね実施」

<実施結果>

議会の録画配信を民間委託にて実施している他、メール配信サービスにより、「緊急・災害情報」「ごみ収集情報」「不審者情報」「石狩市の観光情報」「市民参加情報」「ウォーキング・スポーツイベント情報」「道路公園上下水道情報」の情報発信を実施しています。

電子アンケートについても、HARP基盤を利用した共同利用型の電子申請システムの機能を利用して実施しています。

(3) - 4 セキュリティポリシーの策定と推進

<施策内容>

地域情報化においては、多種多様なシステムやネットワークを接続、統合することにより、ITを活用した高度なサービスの展開が可能になります。その一方で、ネットワーク化された情報システムにサービス提供を依存するということは、コンピュータウイルスによる被害、不正侵入によるデータ改ざんや破壊、個人情報の流出等、新たな脅威にさらされるということでもあります。

これらを防止するため今日では、情報資産の損失に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的、計画的に取り組むためのガイドラインを統一化し、セキュリティ確保を実践するための基本的な考え方及び方向性を定めたセキュリティポリシーを策定する動きが盛んになっています。

政府においても、電子政府のセキュリティ確保やサイバーテロ対策のために内閣官房情報セキュリティ対策推進室を設置して、平成12年7月に「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、平成13年10月に取り決めた「電子政府の情報セキュリティ確保のためのアクションプラン」により地方自治体との連携を取った国家的対策として行政における情報セキュリティの確保を推進しています。

以下の2点を、地方自治体が地域情報化を進める上で特に考慮すべき情報セキュリティ対策として挙げます。

- 個人情報の保護
- 行政事務情報の保護

本市としても、地域情報化を進めるにあたり、情報資産に対する様々な脅威と直面する機会が増えることとなることから、それらを適正な組織的・技術的手法によりできる限り回避するために、平成15年度にセキュリティポリシーを策定・推進する体制を構築しました。また、職員へのセキュリティ教育や管理手順の徹底、セキュリティ監査の実施、ポリシー自体の見直しと変更など、セキュリティ運用をサイクル的に維持していきます。

主な施策および検討項目	
石狩市情報セキュリティポリシーの策定	
	基本方針の策定
	対策基準の策定
	職員に対するセキュリティ教育の実施
	セキュリティ監査の実施
	セキュリティポリシーの見直しおよび変更

<実施結果判定>

◎ : 「実施」

<実施結果>

平成16年度に石狩市セキュリティポリシーを策定完了し、現在においては職員へのセキュリティ教育実施やセキュリティ監査の実施等を継続しています。

(4) 教育の情報化推進

(4) - 1 学校における情報教育環境の整備

<施策内容>

学校教育を「ひとづくり」の基礎を培う場と考えると、将来を担う子どもたちの「IT活用能力」を育むことは、教育における大変重要な使命となります。本市においては、学校のみにとどまらない地域一体となったIT教育で、豊かな発想で物事を捉えて目標に向かって努力する子ども像の実現を目指します。

本市の学校のIT環境整備は、OA教室のPC整備とISDN回線やADSL回線・FTTH回線によるインターネット環境整備が中心でした。これにより、平成15年度で市内15小中学校のOA教室整備とインターネット接続が完了されたこととなります。

しかし、統合化されたアプリケーションを用いる教育システム環境の未整備と低速・高速・超高速回線によるインターネット接続という統一性の無い通信基盤環境の下では、教師や子どもたちが豊かな発想をもち、互いにノウハウを共有する「IT授業」を実現するまでには至っていないのが現状です。

本市においては、学校がIT「ひとづくり」の場となるよう、IT環境整備を実施します。

- 各学校に超高速インターネット接続回線を整備し、教育へのブロードバンド活用を実現する
- 学校内の各教室までIT環境を整備し、すべての授業でのIT活用を図る
(文部科学省が提唱する「新世代型学習空間」の実現)
- 1人1メールアドレス、1ホームページを実現し、子どもが自ら情報発信や学習成果の発表をする場を整備する
- 地域の学校間の交流を支援するネットワーク環境を整備し、学習交流や学習成果の発表や共有を通し、各学校の特色づくりを促進する

また、ネットワーク環境を駆使したIT教育の場においては、新たに生まれる「いじめ」「誹謗中傷」や不適切な情報発信を防ぎ、大事な情報をしっかりと守ることが必要になるため、以下の点に注意します。

- 安全に使えるクリーンかつセキュリティの高いネットワーク環境とする
- 不適切な情報発信を自動検出して、教師がその後の対応を決定できる仕組みをつくる(子どもの発想を縛るものとはしないように注意する)

主な施策展開および検討項目	
高度 I T 教育ネットワークの構築	
	石狩市地域公共ネットワークを活用した教育用イントラネットの整備
	超高速学校インターネット回線の整備
	フィルタリング機能を有した I T 教育用センターシステムの導入
小中学校内の I T 環境整備の促進	
	各教室までのネットワーク整備
	各教室の情報機器の整備を検討
	デジタル教材作成システムの整備を検討

<実施結果判定>

◎：「実施」

<実施結果>

高度 I T 教育ネットワークの構築の整備については、平成 2 4 年度から公務支援システムの試験運用を開始しており、現在市内 8 校で試験運用中です。また、平成 2 1 年度から平成 2 2 年度にかけて市と N T T 東日本において、公設民営方式による条件不利地域の情報通信基盤整備を実施しており、市内の全ての小中学校に超高速学校インターネット回線の整備が完了しています。

小中学校内の I T 環境整備の促進については、総務省が実施する「フューチャースクール推進事業」の対象校に本市の紅南小学校が選定され、平成 2 2 年度からの 3 年間、タブレット P C、電子黒板等の機器整備、校内無線 L A N の整備がされるとともに、I C T 協働教育の実践が図られた他、その他の学校においても、各教室までのネットワーク整備、各教室の情報機器の整備、及び、デジタル教材作成システムの整備を順次進めています。

(4) - 2 社会教育・スポーツ・文化の情報化

<施策内容>

コミュニティセンターや公民館、図書館、体育館、テニスコート等の生涯学習関連施設の有効利用や利便性の向上を図るとともに、趣味・教養、スポーツ・文化など生涯学習に関する様々な情報の集約を図り、各施設の空き状況や各種講習会、教室、講座の開催予定情報について、市民がインターネットを通じて自宅や職場からも入手できるようにします。

また、市民文化祭やロビーコンサートを始め多様な市民の芸術文化活動や、埋蔵文化財、歴史的建造物など歴史的価値のある財産を、デジタル化による画像、音声、動画などに記録・集積しデータベース形式で保存するデジタルアーカイブを推進することにより、記憶の風化や、品質劣化が刻々と進む文化遺産等を長い間保存できるだけでなく、公開を前提とした公文書と同様、研究や教材として一般に活用できるようにします。

主な施策展開および検討項目
生涯学習に関する情報提供と施設予約
芸術文化等のデジタルアーカイブ化

<実施結果判定>

○：「概ね実施」

<実施結果>

各種講習会、教室、講座の開催予定情報については、市ホームページに情報を掲載することで、インターネットを通じて自宅や職場からも入手できるようになっています。

デジタルアーカイブについては、市民図書館にて、取り組みを実施しています。

コミュニティセンターや公民館、図書館、体育館等の各施設の空き状況については、空き状況の確認から予約までをシステム化することについて検討を行いましたが、費用対効果の点で課題があり、現在も検討中です。

(5) 保健・医療・福祉の情報化推進

(5) - 1 高齢者の社会参加促進の情報化

<施策内容>

高齢者の高度情報化社会への適応と社会参加を推進するため、パソコン操作やインターネットの利活用方法、メールの送受信マナー、コンピュータウイルス対策などについて学べるコンピュータ教室等の情報学習機能の提供を行います。

主な施策展開および検討項目
コンピュータ教室等の情報学習機能の提供

<実施結果判定>

○：「手段を変更して実施」

<実施結果>

コンピュータ教育等の情報学習機能の提供については、石狩市民カレッジにてパソコン関連の講座が開催されているほか、石狩市公務サービス(株)が市内のコミュニティセンター等でパソコン教室等を実施しているため、市でコンピュータ教室等の開催は不要と判断しました。

(5) - 2 生涯にわたる健康づくり推進のための情報化

<施策内容>

時間や場所にとらわれることなく、「いつでも」「どこでも」各種の保健・医療・福祉サービスの利用可能状況が把握でき、申請や受付が可能となるよう、インターネット等を用いた情報提供や申請書などのダウンロードサービスの拡大、更には電子申請・受付の検討を行います。また、ネットワークカメラ等を利活用した自宅からの健康相談、ホームページや音声による問診を通じた簡易健康チェックなどについても将来に向け検討していきます。

生涯にわたり健康であり続けるための情報支援策として、各種の健康づくりに関する啓発・情報提供や介護予防情報を、ホームページ等にて音声や映像などを交えながらより分かりやすく提供していきます。

主な施策展開および検討項目
保健・医療・福祉サービスに関する情報提供
保健・医療・福祉サービスに関する申請書ダウンロードサービスの拡大と電子申請・受付の検討
インターネットを活用した健康相談、簡易健康チェックの検討
ホームページ等による音声や映像を用いた健康づくり情報や介護予防情報の提供

<実施結果判定>

△：「一部実施」

<実施結果>

保健・医療・福祉サービスに関する情報提供については、市ホームページに情報を掲載することで、インターネットを通じて自宅や職場からも入手できるようになっている他、申請書ダウンロードサービスについては、北海道電子申請システムを導入することで実施しています。しかし、電子申請・受付の実施には至っていない状況です。

ホームページ等による音声や映像を用いた健康づくり情報や介護予防情報の提供については、音声や映像を用いたものにはなっていませんが、市ホームページにて情報発信しています。しかし、インターネットを活用した健康相談、簡易健康チェックについては、検討段階です。

(5) - 3 情報バリアフリーの推進

<施策内容>

高齢者・障がい者が日常生活において情報通信システムを有効に活用できるようにするため、ホームページのバリアフリーを実現するデザインや技術的な配慮を研究し、ホームページのバリアフリー化を推進します。また、公共端末等の情報機器の配置についても情報バリアフリーを考慮していきます。

主な施策展開および検討項目
ホームページの情報バリアフリー化の推進
情報バリアフリーを考慮した情報機器の配置推進

<実施結果判定>

○：「概ね実施」

<実施結果>

市ホームページの情報バリアフリー化の推進については、平成18年12月に石狩市ウェブアクセシビリティガイドラインを策定し、障がい者や高齢者など、心身の機能に制約のある人でもホームページで提供されている情報に支障なくアクセスし、利用できるようにしています。

(6) 地域産業の育成と活性化支援

(6) - 1 ITを活用した企業誘致・IT支援の推進

<施策内容>

地域に活力をもたらす地域産業の振興についても、ITが重要な鍵となってきています。本市においても、各産業の情報化課題を踏まえた上で、企業がITを活用して活発に経済活動を行うことのできる都市を目指します。

北海道の中心地となる札幌圏に近隣する石狩湾新港地域は、札幌市の中心部まで約15kmと自動車ですら約30分程度の距離にあり、恵まれた立地環境、優れた交通アクセスの下、680を数える企業が立地しております。また、日本海側の港として国内輸送の最短ルート輸送距離の短縮、輸送コストの削減が可能であり、複合一貫輸送に対応した物流拠点、都市型港湾として更に発展の可能性を秘めています。

本市においては、石狩湾新港地域を中心とした立地企業のITを活用した発展と新規企業の立地を支援するため、民間通信事業者への働きかけをしつつ、石狩湾新港地域全域にADSLやFTTHなどブロードバンド情報基盤の整備を早期に行い、企業間の情報伝達の迅速化を支援し、ITのもたらす利益を立地企業が更に享受できる仕組み作りを展開していきます。

更に、農業・水産業のIT化支援としての情報提供システムの検討や、商工会議所や商店街等と連携したIT化支援策を検討していきます。

主な施策展開および検討項目
石狩湾新港地域全域へのADSL・FTTHなどブロードバンド情報基盤の整備促進
農業・水産業情報提供システムの提案
企業内・商店街ITリーダー育成支援の検討
ITを活用した企業支援の仕組みづくりの検討

<実施結果判定>

△：「一部実施」

<実施結果>

平成21年度から平成22年度にかけて市とNTT東日本において、公設民営方式による条件不利地域の情報通信基盤整備を実施しており、石狩湾新港地域全域のブロードバンド情報基盤は整備済みです。

しかし、農業・水産業情報提供システムの提案や、企業内・商店街ITリーダーの育成支援の検討等については、その必要性を本計画期間中に見出すことが出来なかったことから実施には至りませんでした。今後は、市で保有する情報を公開して市民や企業等で活用するオープンデータの展開について検討していきます。

(7) 地理情報の統合利活用推進

(7) - 1 地理情報システムの推進

本市において地域情報化を進めるにあたり、既存の情報資産を有効に利活用することは大きな課題といえます。中でも本市「地理情報システム (GIS※)」は、地籍調査の成果を基本データとし、市内の各部署で保有する様々な施設情報等を集中管理するシステムであり、その整備されたデータは多種多様な行政利用や市民サービスの展開を図る貴重な情報資産です。

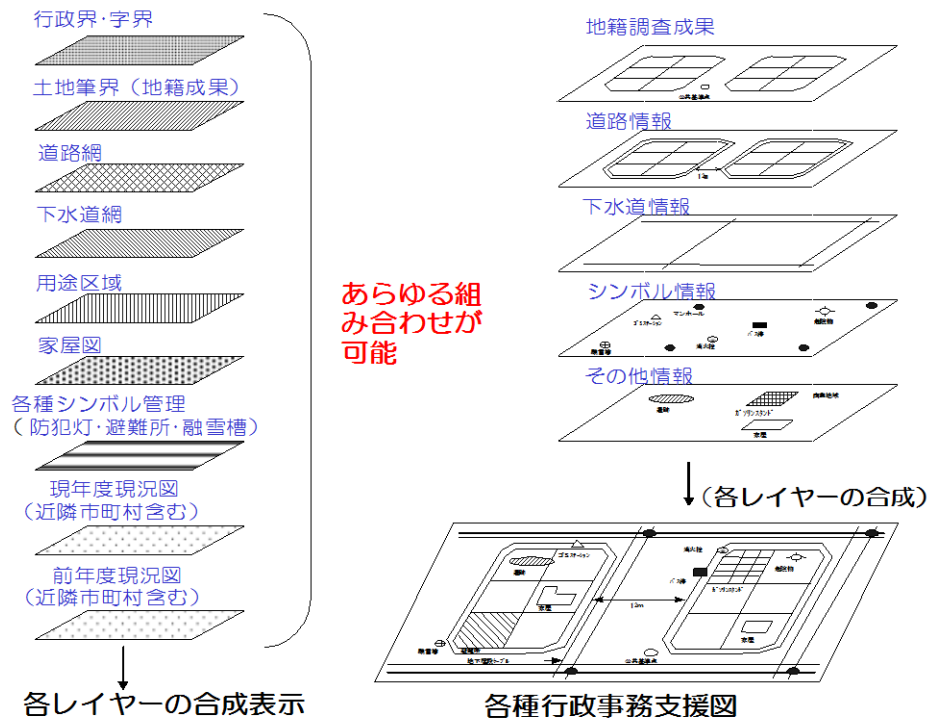
現在の本市のGISでは、高齢者(独居老人等)・下水・電柱・消火栓・危険物等々の地域情報が地籍成果の上に階層的に付加され、行政事務での多目的利用を実現しています。

地域情報化の展開フィールドは本市全域であり、地域情報化で新たに提供が考えられる住民向けサービスと地理情報とをうまく組み合わせることで、より地域に密着したサービスの展開を実現することが可能となります。

このように、本市の地域情報化において地理情報をいかに有効に活用展開していくかが大きな課題といえます。

※ GIS=Geographical Information System

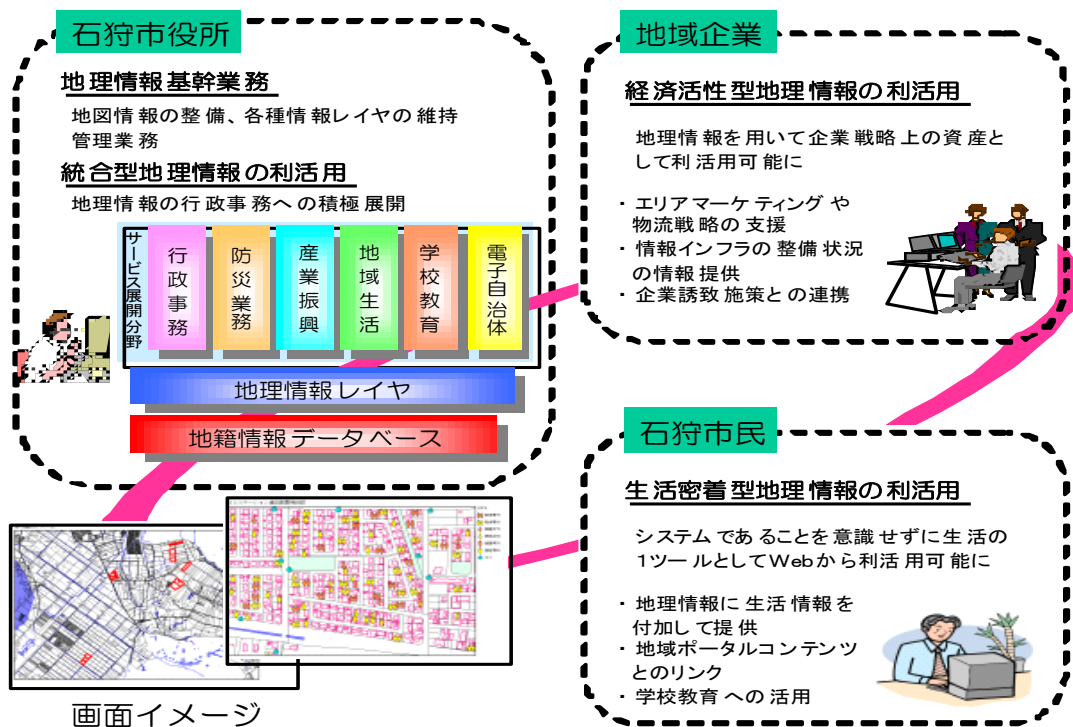
■ 図表 石狩市地理情報システムのレイヤーを使った多目的利用の概要



本市の地域情報化における地理情報システムは、それを一つの施策と捉えるのではなく、地域生活と地域サービスを密接に繋ぐ地域情報ツールとして、地域情報化の全ての施策において効果的に展開し推進していきます。

下の図表は、地理情報のサービスを、多目的に展開したイメージ図です。その中では、市役所・地域企業・市民を対象として、様々なサービス分野への展開が想定されています。

■ 図表 地理情報システム（GIS）の多目的利活用展開



主な施策展開および検討項目	
地理情報システムの推進	
	地域統計情報の確認及び活用と総合計画への運用
	現況図情報の整備による防災活動等の充実と推進
	農林水産業等における土地利用の計画的推進
	インターネットを活用した地域生活関連情報の充実と提供

<実施結果判定>

◎ : 「実施」

<実施結果>

地理情報システムの推進については、WebGISシステムをインターネットで公開し、活用しています。

4. 実施結果の総括

(1) 各施策の実施結果状況

	施策	実施結果
(1)地域公共ネットワークの整備	(1)-1 「石狩市地域公共ネットワーク」の整備	○
	(1)-2 センター施設の整備	○
	(1)-3 拠点施設の整備	○
(2)相互接続ネットワークの整備	(2)-1 広域連携の推進	◎
(3)電子市役所の推進	(3)-1 電子申請の推進	○
	(3)-2 電子入札の推進	◎
	(3)-3 市民参加及び情報公開の推進	○
	(3)-4 セキュリティポリシーの策定と推進	◎
(4)教育の情報化推進	(4)-1 学校における情報教育環境の整備	◎
	(4)-2 社会教育・スポーツ・文化の情報化	○
(5)保健・医療・福祉の情報化推進	(5)-1 高齢者の社会参加促進の情報化	○
	(5)-2 生涯にわたる健康づくり推進のための情報化	△
	(5)-3 情報バリアフリーの推進	○
(6)地域産業の育成と活性化支援	(6)-1 ITを活用した企業誘致・IT支援の推進	△
(7)地理情報の統合利活用推進	(7)-1 地理情報システムの推進	◎

【実施結果】

◎：「実施」 ○：「概ね実施」または「手段を変更して実施」 △：「一部実施」 ×：「未実施」

(2) 実施結果の総括

各施策の実施結果状況にある通り、本計画にて掲げた7つの施策については、達成度に差はあるものの、全ての施策について一定の成果をあげることができました。

特に、「(1) 地域公共ネットワークの整備」において、公設民営方式による光ファイバー網を整備できたこと、及び「(3) 電子市役所の推進」において、セキュリティポリシーの策定ができたことは、今後のICT化の基盤になる大きな成果だと考えます。

しかしながら、その一方で、一部しか実施できなかった施策や、今回の施策にて土台はできたもののより発展させる必要のある施策もありました。今後は、このような施策について、方向性の見直しを含めて引き続き対応していきます。

また、今後は、番号制度の導入等、ICTを取り巻く環境が著しく変化することが予測されることから、環境の変化に合わせた情報化施策を推進していけるよう、実施体制の見直しを含めて取り組んでいきます。

